



オンライン署名のお願い

憲法に緊急事態条項創設と自衛隊明記は 日本が未来に進むための両輪

緊急事態条項

創設の目的

能登半島地震と新型コロナウイルス感染症は、国民の命と生活に甚大な被害をもたらしました。政府は総合調整機能を強化していますが、首都直下地震や南海トラフ地震などの国難級災害発生時の複合災害への対応は十分ではありません。また、地方自治体と国の連携も課題が残されています。憲法に緊急事態を規定し、「平時」と「緊急時」のルールを柔軟に切り替えられるようにする必要があります。

憲法に明記する内容

大震災や外国からの日本への武力侵攻があり国会が召集ならびに国政選挙が行えない事態において

- 「国会議員の任期が延長」となる制度を作る
→参議院が国会の権能を暫定的に代行する参議院の緊急集会制度があるが、期間が最大70日と決まっています。国会議員の任期は憲法で定められているため、地方議員選挙のように臨時特例法を作って延長することはできません。
- 緊急政令や緊急財政支出が可能となる制度を設ける。
→緊急時に内閣が国民の生命、身体及び財産を保護するため、緊国会審議を経ずに法律と同程度の効力を持つ「緊急政令」を制定する。また、能登半島地震では、機動的に1兆円規模の財政支出を行ったが、これは国会が機能していたからであり、国会が機能していなくとも「緊急財政支出」ができるように憲法を改正する。

9条に自衛隊明記

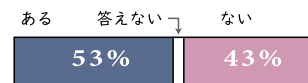
自衛隊は憲法には明記されていないため、自衛隊の存在意義や役割が十分に国民に理解されていないという指摘があります。憲法に明記することで、存在意義を明確になります。

近年、自然災害の激化や国際情勢の不安定化により、日本を取り巻く環境は厳しさを増しています。こうした状況下で、国民の安全を守り、国家の存亡を守るためには、強力な実働部隊の存在が不可欠です。自衛隊は、まさにこの役割を担う唯一無二の存在であり、その重要性はますます高まっています。しかし、現在の憲法には、自衛隊の存在が明記されていません。これは、自衛隊の活動が憲法の解釈に委ねられていることを意味し、有事の際に迅速かつ効果的な活動が妨げられる可能性があります。緊急事態条項の創設と併せて、憲法9条に自衛隊を明記することが強く求められています。

憲法9条に自衛隊明記する 自民党案に「賛成」53%

憲法に自衛隊の根拠規定を追加する自民党案について、「賛成」は56%（同54%）、「反対」は40%（同38%）でした。憲法改正賛成派が増えた背景には、日本を取り巻く安全保障環境の変化があるとみられ、中国の軍備増強や日本の領海への侵入が安全保障上の脅威だと「感じる」との回答は、「大いに」59%、「多少は」34%を合わせて93%に上っています。
（引用：読売R6年世論調査）

● 9条2項改正の必要性



あなたの声を衆参憲法審査会に届けます

国会は速やかに憲法改正の発議をせよ!

【緊急事態条項 創設】

- 「国会議員の任期が延長」となる制度を作る
- 緊急政令や緊急財政支出が可能となる制度を設ける。

【9条 改正】

- 憲法9条に自衛の実力組織として自明隊を明記
- シビリアンコントロール(文民統制)を9条に明記

Voice

署名サイトVoiceで
オンライン署名を受付中

<https://voice.charity/events/793>



ご署名へのご参加をよろしくお願い申し上げます